

令和7年度松本市障害福祉サービス事業者等運営指導 実施計画

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運用と法令等に基づく適正な事業運営を確立すべく、事業運営の適正化と透明性の確保を軸に、人権の擁護、虐待防止等への体制整備と利用者視点によるサービスに資するよう、利用者保護とサービスの質の確保に主眼を置いて運営指導を実施する。

法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求及び不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者(児)福祉制度への信頼維持と利用者保護のために、公正かつ適切な措置に主眼を置いて監査を実施する。

2 指導重点事項

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者(研修修了者)により提供すべきサービスが、資格を有しない者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等の算定に関する告示を理解し、基本報酬及び加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 事業種別ごとに会計を区分しているか。また、工賃に関する基準等の整備が行われ、利用者に工賃等が適正に分配されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握、ハラスメント対策その他の管理を一元的に行い、従業者に指定基準を遵守させるとともに、業務管理体制を実効ある形で整備し、機能させているか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して適切な手順に従い作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体的拘束、障害を理由とする不当な差別的取扱いなどを行っていないか。
また、利用者の人権の擁護、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のため、委員会の設置、身体的拘束等の指針の整備及び虐待防止責任者の設置等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者研修の実施等の措置を講じているか。
- ウ 火災、水害・土砂災害、地震、感染症及び食中毒等の非常時の対応について、具体的な非常災害対策計画及び業務継続計画を策定しているか。

また、関係機関や地域と連携した実効性のある避難・救出訓練を実施し、感染予防

のための委員会の開催、指針の整備及び必要な研修・訓練の実施等の措置により、業務継続に備えた体制を構築できているか。

エ 苦情、事故、災害、感染症及び食中毒が発生した場合、関係機関への通報、まん延防止等の対策を行っているか。また、継続的にサービスが提供されるとともに、事故及び感染者等への適切な対応が講じられているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、運営規程、重要事項説明書等により、内容及び手続きを具体的に説明しているか。また、個人情報の利用等の同意が適切に行われているか。

カ 障害児通所サービスにおいて、障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているか。

3 運営指導計画

(1) 実施計画

運営指導を実施する時期及び事業所数等を定める実施計画を年度当初に策定する。

運営指導は、新規事業所を優先し、おおむね3年に1度の運営指導が実施できるよう計画する。

監査については、必要により決定する。

(2) 対象事業所等

ア 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等

イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

(3) 選定方針

ア 指導対象

原則として、令和7年4月1日時点で現存する事業所等とする。ただし、年度途中で指定を受けた事業所等については、おおむね開設半年から1年以内を目途に運営指導の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 事業開始後、運営指導を実施していない事業所等

(イ) 数年の期間にわたって、運営指導を実施していない事業所等

(ウ) 指定更新又は開設許可更新の時期に当たる事業所等

(エ) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等

(オ) 苦情・告発等が寄せられ、運営上の問題が疑われる事業所等

(カ) その他、運営指導の実施が必要と判断される事業所等

4 実施方法

(1) 実施方法

原則として、事業所等に赴き、面談方式で実施する。

(2) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

(3) 班編成

1検査班当たり、2名以上の体制とする。

(4) 実施通知

松本市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要領第5の規定に基づき通知する。

(5) その他

必要に応じ、長野県と合同で実施する。

5 関係機関等との連携

(1) 所管課等

障害福祉サービス事業者等の指定の所管課である障がい福祉課及びこども福祉課と連携し、指定の取消等の要件に該当する蓋然性が高い場合等には、監査を実施する。

(2) 長野県及び他市町村

複数市町村から利用者を受け入れている事業所等については、必要に応じて連携を図り対応する。

6 指導から監査への移行

(1) 著しい基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合。